

議題 1

千葉県動物愛護推進員の 委嘱及び活動支援について

1 千葉県動物愛護推進員の委嘱について（別紙1 参照）

令和6年3月25日付け衛第1319号で関係機関等宛てに候補者の推薦を依頼し、計72名の推薦がありました。

（1）関係法令

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

（動物愛護推進員）

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。
- 五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

（2）委嘱状況（予定）

平成30年度	令和3年度	令和6年度（予定）
69名	73名	72名

（3）委嘱 地域別人数（予定）

習志野保健所	4名	市川保健所	10名	松戸保健所	8名
野田保健所	4名	印旛保健所	4名	香取保健所	2名
海匝保健所	1名	山武保健所	2名	長生保健所	3名
夷隅保健所	1名	安房保健所	2名	君津保健所	7名
市原保健所	2名				
千葉市保健所	10名	船橋市保健所	7名	柏市保健所	5名

2 令和5年度動物愛護セミナー（別紙2 参照）

県民の動物愛護に対する関心と理解を深めることを目的として、毎年、様々なテーマで動物愛護セミナーを開催しています。広く県民への動物愛護に関する普及啓発を図ると同時に、動物愛護推進員やボランティアの資質向上の場にもなっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、4年ぶりの開催となり、105名の来場がありました。「犬・猫の行動の『なぜ?』について考えよう」をテーマとして、犬や猫と暮らしていくために気をつけたいこと、困った行動への対処などについて、動物の行動学に関する講演や意見交換を行いました。

3 啓発資料等の制作と動物愛護推進員等への配布（別紙3・4 参照）

動物の愛護と正しい飼い方に関する県民への啓発資料等を制作するとともに、動物愛護推進員の活動の一助としてもらうため、要望に応じて配布しています。

本年度は、以下の啓発資料等を制作しています。

・動物愛護センターのロゴマーク

県の動物愛護の取組に関心を持ってもらうきっかけとして、「チーバくん」と千葉県動物愛護センターの保護犬・保護猫をモチーフに制作しました。

ロゴマーク入りの啓発資料として、リーフレット、うちわ、ステッカー等の各種ノベルティを制作し、イベント等で配布します。

・動物愛護に関する動画

動物を飼う前に考えてほしいこと、動物と暮らすときに気をつけてほしいことなどについて、15のテーマ別に制作し、千葉県動物愛護センター公式YouTubeで配信中です。

なお、上記ノベルティに掲載の二次元コードからもリンクしています。

https://www.youtube.com/playlist?list=PLko8PH5Iw4ApfWmb6P_b0KUf591UTuVjY



また、現在、動物愛護推進員に実施したアンケート調査等をもとに、千葉県動物愛護管理推進協議会「飼い主のいない猫対策作業部会」において、「人とねこの共生ガイドライン実践版 地域猫活動に関する手引き～動物愛護推進員からのアドバイス～」について検討をお願いしています。

4 動物愛護推進員活動報告書（別紙5 参照）

活動報告書においては、多頭飼養・地域猫・飼い主の高齢化・災害対策・費用等の動物に関する問題が提起され、「関係者における連携の不足」が、問題解決における共通課題として挙げられていました。

具体的な関係者としては、動物の飼養者、行政、動物愛護推進員、ボランティア等の活動主体、地域住民、動物取扱業者等が挙げられていますが、関係者内部における連携（例 行政：動物愛護管理部局、社会福祉部局、防災部局等の部局間や県と市町村等の自治体間の連携、動物愛護推進員：動物愛護推進員同士の連携）のみならず、関係者間での連携が、問題の解決にあたっては重要であるとして、多くのご意見が提出されました。

本協議会は、県全体の施策の推進における関係者間の連携に重要な役割を担っています。また、保健所・動物愛護センター等の行政機関は、地域における関係者間の連携において、中心的役割を担っているものと認識しています。

新型コロナウイルス感染症の流行により、オンライン会議等が浸透している現状を踏まえ、多様な手法による関係者間の連携と、協働による施策の推進について、引き続き努めていく所存です。